

6月定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月23日（火）午前10時～10時25分
2. 開催場所 宇部市福祉ふれあいセンター 3階 第3講座室
（宇部市琴芝町二丁目4番25号）
3. 出席委員 会 長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委 員 江本 政彦、内山 信行、縄田 加奈江、河崎 貫一郎
正司 浩幸、村田 信男、磯部 恵子、河村 守浩、
関谷 利彦、原野 英雄、野村 文雄、富永 茂巳、
阿部 利男、岡田 保子、壹岐 浩二
・・・（17人）
4. 欠席委員 大草 知子（1人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 許可取消申請について
議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括）（案）の審査について
議案第7号 農用地利用集積等促進計画（集積）（案）の審査について
議案第8号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について
第3 報告事項
報告第1号 農地法施行規則第29条に該当する転用届について
報告第2号 農地所有適格法人報告書について
6. 事務局 久村局長、富田局長補佐、高瀬係長

議 長： 定刻となりましたので、6月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は16人です。
欠席は1名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。
なお、河村委員からは事前に遅れる旨の連絡がありました。
本日の議事は、議案第1号から第8号までの付議事項21件及び報告事項2件となります。
以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員18人中16人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
旧市地区の内山委員、楠地区の岡田委員をお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。

ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、これより議事に入ります。
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

(河村委員入室 10:05)

事務局： 議案書は 1 ページ、3 ページの西岐波地区の議案、8 番、9 番について説明します。2 件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、8 番に関連して報告第 1 号があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

議 長： 西岐波地区の 2 件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【西岐波地区よろしいですか】

村田委員： はい。よろしゅうございます。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の 2 件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、8 番、9 番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は 5 ページの厚南地区の議案、10 番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 厚南地区の 1 件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【厚南地区よろしいですか】

縄田委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の 1 件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、10 番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は7ページ、9ページの楠地区の議案、11番、12番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長： 楠地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【楠地区よろしいですか】

壹岐委員： はい。

議長： 採決に入ります。楠地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、11番、12番は、許可します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は11ページの楠地区の議案、1番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、本件は令和7年11月18日に開催した定例総会において、農業振興地域整備計画の変更について審議・承認され、農用地区域から除外されたものです。以上です。

議長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【楠地区よろしいですか】

岡田委員： はい。

議長： 採決に入ります。楠地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、1番は、許可します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は13ページから20ページまでの東岐波地区の議案、29番から32番まで4件あります。4件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、29番、31番の転用目的が太陽光発電施設となっていますが、自治会長、水利組合および近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 東岐波地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【東岐波地区よろしいですか】

正司委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の4件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、29番から32番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は21ページの西岐波地区の議案、33番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 西岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【西岐波地区よろしいですか】

村田委員： よろしゅうございます。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、33番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は23ページの旧市地区の議案、34番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【旧市地区よろしいですか】

内山委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、３４番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は２５ページの厚南地区の議案、３５番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 厚南地区の１件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【厚南地区よろしいですか】

縄田委員： はい。

議 長： 決に入ります。厚南地区の１件について、許採可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、３５番は、許可します。
次に、議案第４号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は２７ページから３４ページの議案、１１番から１４番までの４件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況について順に説明します。議案書とあわせて、スクリーンに映しています現況写真をご覧ください。

１１番、床波四丁目です。擁壁を設置し駐車場として利用され、現在に至っています。

１２番、大字東須恵です。耕作放棄され荒廃し、現在に至っています。

１３番、大字西吉部です。耕作放棄され原野化し、現在に至っています。

１４番、大字東吉部です。地番 3329-10、3329-15 は、倉庫や小屋の一部となり、残りの土地も耕作放棄され、現在に至っています。地番 1897、1916、1917 は、耕作放棄され森林化し、現在に至っています。

以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件について承認することとします。
次に、議案第５号、許可取消申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は３５ページの議案、１番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。本件は、令和８年１月２０日に太陽光発電施設を目的に許可を受けたものの、地権者の売却の意思が低下したことから、許可取消申請書が提出されたものです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

（質問、意見なし）

議 長： それでは採決に入ります。本件について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、本件について承認することとします。
次に、議案第６号、農用地利用集積等促進計画（一括）（案）の審査について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は３７ページから４３ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定において、「市町村は、促進計画案作成にあたり、農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることに伴うものです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

（質問意見なし）

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
【西岐波】、【厚南】、【小野】、【船木】の委員さん、よろしいでしょうか。

（該当地区委員異議なし）

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、議案第６号は原案どおり決定します。
次に議案第７号、農用地利用集積等促進計画（集積）（案）の審査について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は４５ページから５０ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定において、「市町村は、促進計画案作成にあたり、農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることに伴うものです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 【小野】の委員さん、よろしいでしょうか。

野村委員： はい。

(該当地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第7号は原案どおり決定します。
次に議案第8号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、51ページから56ページまでです。
これは、令和7年度の最適化活動目標その他事務の実施について報告するものです。4月度、5月度の定例総会にて令和8年度の最適化活動の目標及び令和7年度の最適化活動の実績を承認いただきましたが、それらの実績を報告様式に当てはめ、加えて56ページに「事務の実施状況」、「農地法3条、4条、5条に係る処理件数」及び「違反転用の解消面積」についてお示ししています。
以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： それでは採決に入ります。本件について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
付議事項は終わりました。
次に、報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は2件です。
報告第1号、議案書は57ページです。農地法施行規則第29条に該当する転用についての届出です。先に説明しました議案第1号許可申請の8番に関連して、自宅前の農地のうち、190㎡を農業用倉庫として使用するもので、転用目的が200㎡未満の農業用施設に該当することから受理するものです。
報告第2号、議案書は59ページから62ページまでです。市内に事業所を有する農地所有適格法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。
以上です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。

農業用倉庫は200㎡未満という事になっているけど、同じ敷地に2棟建てたらどうなりますか。というのは、近年農機具が大きくなっています。様々な小物や農機具を整理したら、200㎡では狭いんですよ。どうなるのでしょうか。

事務局： 現状としては、農業用施設は農地法で定められております。2棟の場合は通常の転用になるかと思います。以上です。

議 長： 分かりました。これは報告事項であり、了解いただきたいと存じます。事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程について連絡)

議 長： すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、6月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:25)